

〔論文〕

「区有文書」からみた明治10年前後の大字集落の生活（財政）について —長野県安曇野市真々部を中心に—

黒崎 八洲次良

キーワード：大字集落、地価、生活（財政）

はじめに

長野県安曇野市真々部の区有文書によると、村および耕地（大字）の各戸への賦課および収納ための文書名が、明治8年から同11年の各年には「夫錢割帳」、同13年から21年の各年には「諸費取立帳」あるいは「取立簿」、同22年以降の各年には「耕地協議費収入帳」あるいは「収納帳」「収納原簿」などと、推移する。これは大区・小区制と地租改正前後、ついで三新法、さらに市制・町村制への地方制度の改正に対応するかにみえる。ここでは前掲の文書を通じて三新法公布以前の、明治10年前後の大字集落（村および耕地）の生活（財政）への接近を試みる。

真々部区は安曇野市の南端に位置し、梓川をはさんで松本市島内区に接している。近世には松本藩領成相組真々部村であり、明治6年に筑摩県の南第十大区二小区信濃国安曇郡真々部村となった。この二小区は飯田、小海渡、熊倉、中曽根および真々部の五か村で構成され、同7年10月22日付の県の合併命令によって第二小区は高家村となった。以後、諸村は耕地と称し、同8年1月から高家村の事務

が開始された。以上の推移のなかで真々部耕地はいかに対応したのか。本稿は、地租改正と「村」から「耕地」への制度変革のもとで大字集落、真々部耕地がいかに対応してきたのかを、前述の手順によって観察することの試みである（国土地理院 二万五千分一地形図「松本」および「豊科」平成14年参照）。

1

「村地情景明細表 第十大区二小区信濃国安曇郡真々部村 明治七年五月」は地租改正直前の真々部村の現状報告である。これには旧高837石5530、荒地引106石5183とあり荒地引が旧高の12.7%をしめる。そして田653石0764および畑77石9584で、田が旧高の82.1%をしめる。さて、新反別は田113町7反29歩およびお畑24町6反3畝1歩で、田が新反別の89.3%をしめる。

荒地は「凡二百年間川溢此荒蕪ヲ為ス」ので、旧反別12町5反4畝21歩におよび、それは梓川沿い字巾下と字川原に分布する。

次に公有地は8反3畝2歩の諏訪社朱引外と3反5畝の郷蔵地である。入会地は21か村入会の田沢山（田沢村）、19か村入会の砂渡山（岩原村）および9か村入会の北沢（小倉村）である。さて、除税地は墓地および死馬捨場などで6反2畝28歩、耕地内の6か小字に分布する。

歳入は合計2303円、米395石5斗のほか、繭、菜種、生糸、足袋裏など、歳出は合計2163円、塩、砂糖、綿、木綿、茶、酒、醤油、その他などの17品目からなる。

第三に戸数・人員である。上等8戸、中等43戸、下等114戸の合計165戸、各農とあり、極難54戸、合計の32.7%を含む。人員は男369、女317、合計686人となるが、うち強壯が281人、全員の41%弱となる。

第四に正租は米372石5斗とあり歳入の米の94.2%弱をしめ、旧社寺上知税が21石3斗5升8合とある。雑税には、酒醤油25円96銭5厘をはじめとして猟獣、蚕種、婢、岳駕籠、水車、紺屋、楮、蜡、撥漚、石工、白木、綿打弓、店商、足袋裏、馬喰、蛹糸売買などがあり、合計70円50銭6厘となる。

以上のように総戸数165戸が「各農」とされているが、雑税をみると多種多様の稼業が営まれた大字集落であることがうかがわれる。さらに正租の米の収納高が歳入の米の産出高の94.1%をしめることになり、極度の税率と観ざるをえない。

歳入の米生産高はどの程度に実態を反映しているのでしょうか。ここでの生産高は課税のための評価高ではないのか。

第五に耕地が祀る社祠である。社号と例祭日は諏訪社9月22日、八幡社7月9日、神明社7月14日、山神社2月14日などであり、「創建年代不相分縁起古器物書類無之」とされる。そして諏訪社が村社、他は無格社とされた。なお諏訪社には、真々部氏や松本藩主など縁のいくらかの古器物および文書類が現存している。祠掌は塩川道守であった。

表1 村入用 明治7年5月

	金額・銭	比率・%		金額・銭	比率・%
地券	5994. 55	10. 59	蛭ヶ沢渴ヶ沢	3139. 60	5. 55
用水四堰	14095. 88	24. 90	国役金	1273. 30	2. 25
全国宿駅	929. 65	1. 64	用水四筋人夫	10000. 00	17. 66
堤防	3813. 16	6. 73	祠掌給料	324. 70	0. 57
堤防人夫	2011. 88	3. 55	捕丁給料	509. 00	0. 90
村吏給料	3600. 00	6. 36	区内割	2078. 05	3. 67
定夫給料	2000. 00	3. 53	其の他諸入費	4559. 26	8. 05
村吏出県	1440. 00	2. 54			
筆墨紙蠟燭薪	850. 00	1. 50	計	56619. 03	100. 00

積穀 57石5斗

「村地情景明細表 第十大区二小区 信濃国安曇郡真々部村」による。

表1は明治7年5月の村入用を示す。それは16か項目からなり、それぞれの費用および総額に占める比率をかかげる。総額は566円19銭3毛。用水四堰140円95銭余と用水四筋人夫100円をあわせると、総額の42.56%をしめる。これらは梓川およびその他の河川を水源とする用水堰の維持管理費である。つぎの地券は地券調査と交付の費用である。第三に堤防と堤防人夫であり、梓川の「水防」のための費用がある。水防は真々部、飯田、小海渡、熊倉、中曽根などの旧五ヶ村の共同事業である。そして、これが二小区高家村成立の要因の一つのようである。村吏給料・定夫給料・村吏出県・祠掌給料・捕丁給料などは戸長役場の事務に関わるものであり、全国宿駅・国役金などは藩政期の施策につらなるものであろう。

2

真々部の概況をその内部に立ち入って観察するために「明治十年一月 集散割取集帳 真々部」を取り上げる。この文書は集散金が

「一 壹戸二付 金七錢三厘三毛

一 壹人二付 金貳厘八毛

一 地価拾円二付 金五厘壹毛三」の基準で課せられ、全戸の代表者の姓（名字）名ごとに賦課額が記載され、伍長組ごとに集められたことをしめす。

表2の1 賦課戸数と賦課額

賦課戸数	耕地	入作	計
代価割	134	33	167
戸数割	164		164
人員割	159		159
賦課額・錢	耕地	入作	計
代価割	2214.03	465.22	2679.25
戸数割	1309.39		1309.39
人員割	197.32		197.32
計	3702.74	465.22	4185.96

表2の3 小字別近隣組数と戸数

小字	組数	戸数	代価割 なし
田中	1	8	3
殿村	9	47	10
中村	6	29	0
上真々部	3	15	2
町	12	65	15
計	31	164	30

表2の4 戸数別近隣組数

戸数	組数
4	1
5	23
6	5
7	1
8	1
計	31

表2の2 代価割賦課額別戸数

賦課額・錢	耕地	入作	計
なし	30		30
～ 1.0	10	1	11
～ 5.0	32	10	42
～ 10.0	24	11	35
～ 15.0	15	4	19
～ 20.0	14	4	18
～ 30.0	19	1	20
～ 40.0	7		7
～ 50.0	9	1	10
～ 100.0	2		2
～ 150.0	2		2
～ 200.0		1	1
計	164	33	197

表2の5 人員別戸数

人員	戸数	人員	戸数
0	5	7	10
1	2	8	7
2	16	9	2
3	32	10	2
4	48		
5	22	計	164
6	18		

上表はすべて「明治十年一月 集散割取集帳 真々部」による。

表2の1は集散割賦課戸数と賦課額をしめし、入作は耕地外のをしめす。代価割は耕地の134戸と入作の33戸の土地（地価）所有戸に課せられ、戸別割と人員割とは耕地の各戸に課せられる。ここで戸数割の164戸と人員割の159戸とその差が5戸となり、それが人員を有しない戸となる。つぎに賦課額である。代価割が26円79銭25、総額の64%強、戸数割が13円09銭39で総額の31.3%弱、人員割は1円97銭32で総額の4.7%強となり、耕地が合計37円02銭74で総額の88.5%弱となる。

表2の2は代価割賦課額別賦課戸数をしめす。代価割の賦課額を地価額に換算し、それを田、畑および宅地の合計の反別に推計すると、賦課額1銭未満は反別5畝未満となり、2銭が1反に近似する。それ故、10銭未満は5反未満で小自作層、10銭から20銭は5反から1町歩で自作層、20銭から30銭は1町歩から1.5町歩で自作層、30銭から40銭で1.5町歩以上であるから自作上層あるいは耕作地主層、これ以上の額を賦課された層は貸付地主の傾向が増してくるとみなすことにした。ただし入作についてこの前提は適用しないことにする。

そこで「なし」の30戸は借地・借家層、10銭未満の56戸が宅地と僅少の菜園をもつ層、これ以上の金額が賦課されたものは上述したとおりとした。そして、耕地の最上位の1円から1円50銭層の2戸はそれぞれ6町3反歩余と7町2反歩余、入作のそれは8町2反歩余であるから、自作地をもつとしても貸付地主としての性格を濃厚にもつこととみる。さらに、なしの30戸と10銭未満の56戸を併せると86戸、総戸数の52.4%強となる。

表2の3は小字別の近隣組（伍長組）数、戸数および代価割賦課なしの戸数をしめす。小字の田中は近世の後期に成立したようであり、用水と入会地も他の4か小字とは別である。殿村と町は真々部本郷と称し前者は旧真々部城を取り囲み、後者は旧千国海道に沿う集落で、「七寺八小路」の街並み構成する。上真々部は旧千国街道と長尾道の交わるところに位置して、梓川の渡船場であり対岸の島内村を経て松本への要所である。中村は耕地内でもっとも純農村の性格が強い集落である。田中は1か近隣組で戸数8戸、代価割賦課なしが3戸あり、耕地の第2位の地主を中核とする集落である。この地主家は近世後期の庄屋であり、維新から副戸長などを勤めていた。殿村は9組、47戸でなしが10戸、5姓からなるが、手塚姓に属する戸がもっとも多い。

中村は6組、29戸でなしが0、5姓からなるが、竹内姓に属する戸が比較的多い。上真々部は3組、15戸でなしが2戸、松尾姓の戸が圧倒的に多い。さて、町は12組、65戸でなしが15戸、比較的多くのものがそれぞれ10姓に分属し、槇石姓に属する戸が比較的多い。なお、町は近世初期から中期にかけて庄屋を勤めたものがあり、古川姓の1戸と宮瀬姓の1戸が庄屋であった。

姓別にみると、戸数の多い順に手塚28戸、松尾12戸、丸山11戸、竹内9戸、槇石9戸、古川8戸、小笠原7戸、有賀6戸、大谷5戸、降簾5戸、三澤5戸などがなる。このほかに2戸以上が属するものが13姓あり、1姓1戸のものが23戸を数える。すなわち、164戸が47か姓に分属していたのである。

3

「明治八年 亥六月夫錢割帳 高家村真々部耕地 村吏惣代立会」を取り上げる。これは同年6月と12月および翌9年の6月と12月の耕地と入作の各戸に賦課された夫錢と控除を記録する。同8年6月分は耕地161戸と入作23戸、合計184戸、同年12月分は耕地158戸と入作27戸、合計185戸分が記録される。夫錢の割付けは1月から6月の前半期と7月から12月の後半期の2期とされた。6月分は人戸割、諸事割、傳馬割、面割、その他などからなり、人戸割、傳馬割、その他などは耕地の構成員のみに賦課される。さて人戸割賦課の164戸中24戸が名字（姓）未記載であったが、その事情は不明である。なお、その24戸中11戸には諸事割が賦課された。とすれば、他の13戸に諸事割が賦課されなかったのは何故か。ここでは、それらは来住年月が浅いものや寄留などと推定する。他方、入作の各戸に諸事割と面割が課せられた。

控除分は五か人足代、中萱堰、村入用、その他がある。控除分とは各戸の賦課分から控除される費用のことである。このほとんどが耕地の各戸に関わる。それは耕地への労力、物資、サービスなどの奉仕あるいは拠出したものからなる。82戸が奉仕した五か人足代は、前述の梓川水防のためであり、役料は惣代などの役向きの費用であろう。

十二月の賦課分は普請割、普請人足代、地券割、普請面、戸数割、面割、諸事割、その他などである。ここで入作は普請人足代、地券割、普請面、面割、諸事

表3の1 夫銭割帳の項目 明治8年

6月 賦課分	耕地	入作	計	控除分	耕地
人戸割	161		161	五か人足代	82
諸事割	134	23	157	中萱堰	1
傳馬割	4		4	村入用	1
面割		23	23	役料	1
その他	6		6	その他	42
12月					
普請割	73		73	普請人足代	88
普請人足代	127	27	154	普請傳馬	2
地券割	143	27	170	五か人足代	66
普請面	150	27	177	中萱堰	3
戸数割	157		157	鳥羽堰	1
面割	134	27	161	勘左衛門堰	4
諸事割	66	27	93	飯田堰	5
その他	2			地券傳馬代	118
				扱所傳馬代	20
				橋かし代	1
				年番給料	3
				惣代給料	1
				社宮司様	1
				その他	21

「明治八年 亥六月夫銭割帳 高家村真々部耕地 村吏惣代立会」による

割などが賦課された。戸数割の157戸中に名字なしが19戸と名字のみ1戸あり、19戸中13戸は地券割が賦課された。6月から12月までの異動は、入りが名字のみの1戸、出はいずれも名字なしの3戸であった。

控除分には普請人足代、普請傳馬、五か人足代、中萱堰、鳥羽堰、勘左衛門堰、飯田堰、地券傳馬代、扱所傳馬代、橋かし代、年番給料、惣代給料、その他などの15項目がある。中萱堰、鳥羽堰、勘左衛門堰、飯田堰などは耕地の主要な用水堰である。普請人足代、五か人足代、地券傳馬代、扱所傳馬代などには多くの戸が関わった。とくに地券傳馬代の118戸が注目されるが、これは地租改正・地券交付に関わるものであろう。年番給料は伍長惣代へ、惣代給料は惣代への報酬である。賦課分の普請割、控除分の普請人足代、普請傳馬などは二小区（高家村）扱所の普請に関わるものであろう。

同9年6月の賦課分には夫銭割、地券割、戸数割、集散割、その他など、同年12月には夫銭割、同面割、扱所戸数割、普請面、官有夫銭割、その他などがある。

6月の控除分には吞堰、七人ごぜ泊、歩役給料、12月には困穀月順初代、地券手伝などがあらたに出てくる。そして12月の夫銭割は入作各戸を対象としていない。

表3の2 明治8年および同9年の夫銭賦課額 単位：銭

明治8年				同9年			
6月	耕地	入作	計	6月	耕地	入作	計
人戸割	2553. 90		2553. 90	夫銭割	10308. 37	1196. 07	11504. 44
諸事割	18371. 29	3359. 01	21730. 30	地券割	8431. 56	3046. 53	4146. 99
傳馬割	959. 02		959. 02	戸数割	1100. 46		
面割		138. 00	138. 00	集散割	4265. 84	513. 81	4779. 65
その他	10066. 53		10066. 53	その他	2024. 99	74. 48	2099. 47
計	31950. 74	3497. 01	35447. 75	計	26131. 22	4830. 89	30962. 11
12月				12月			
普請割	2809. 94		2809. 94	夫銭割	20241. 95		20241. 95
普請人足代	6554. 41	1333. 62	7888. 03	同面割	762. 00		762. 00
地券割	6038. 41	6504. 44	12542. 85	扱所戸数割	677. 76		677. 76
普請面	2340. 70	535. 57	2876. 27	普請面	799. 95		799. 95
戸数割	1455. 47		1455. 47	官有地夫銭割	113. 87		113. 87
面割	5424. 61	662. 00	6086. 61	その他	27. 74		27. 74
諸事割	8052. 04	2760. 24	10812. 28	計	22623. 27		22623. 27
その他	87. 14		87. 14				
計	32762. 72	11795. 90	44558. 59	表3の1と同じ文書による。			

表3の2は明治8年と同9年の夫銭賦課額をしめす。8年6月には耕地319円50銭74、入作34円97銭01、合計354円47銭75であり、12月には耕地327円62銭72、入作117円95銭90、合計445円58銭であった。6月には耕地が90.1%強、12月には73.5%強を賦課されたことになる。通年では耕地が647円13銭46で総額800円06銭34の80.9%弱を負担したことになる。

同9年6月には耕地261円31銭22、入作48円30銭89、合計309円62銭11であり、12月には耕地のみで226円23銭27であった。通年では耕地が487円54銭49で総額535円85銭38の91%弱を負担したことになる。

表3の3は前掲の表2の2に準拠した階層区分を用いて作表した。諸事割は前掲表3の2が示すように夫銭賦課額のなかでもっとも大きな額であるので階層別戸数を明らかにした。同8年6月の人戸割賦課戸数が161戸であり、これを耕地の総戸数

とすれば、27戸が諸事割を賦課されなかったことになり、その他の階層分布は表2の2で前述したことに酷似するとみられる。しかし、この時点では耕地内に最上位の戸があるのであり、入作のそれは第2位にあった。

表3の3 諸事割賦課額階層別戸数

階層・銭	明治8年6月		計
	耕地	入作	
～ 10	7		7
～ 50	32	5	37
～ 100	34	9	43
～ 150	14	4	18
～ 200	21	1	22
～ 300	15	3	18
～ 400	7		7
～ 500	1		1
～ 600	1		1
900～1000	1		1
1300～1400		1	1
1700～1800			1
計	134	23	157

前掲の表3の1と同じ文書による。

さて、同年12月には戸数割が耕地の157戸に課せられた。6.71銭が1戸、12.92銭が153戸、25.84銭が3戸などである。つぎに同9年6月には耕地の164戸に均一に6.71銭、同12月に扱所戸数割が耕地の154戸に同じく均一に4.44銭が賦課された。同8年12月の6.71銭と28.84銭の賦課額がなにによるのかは不明であるが、6.71銭の1戸は賦課月現在直前の寄留であること、倍額の25.84銭の3戸はそれぞれ隠宅分を含む2戸分の賦課であるかに思われる。

「明治八年 亥六月夫銭割元帳 高家村真々部耕地 村吏惣代立会」は、夫銭賦課のよりどころとなる耕地事務の実態をしめす文書である。これに関連するのは前述の「控除」であるが、この文書はより詳細な具体的な記録である。

冒頭の小倉山は前述した入会地であり、耕地の田中をのぞく殿村、町、中村および上真々部の各戸が刈敷や家畜の馬の飼料の採取に利用するところである。そのための山小屋の普請人足の費用が56銭25であった。つぎに勘左衛門堰、飯田堰、鳥羽堰、中萱堰、庄野堰などの諸入費がある。「諸入費割」とあるようにこれらの用水堰は耕地の単独利用ではない。それらは合計69円18銭52となり、総額214円10銭42の32.3%弱となる。五か村関係の諸費用は梓川の水防諸費用であり、その分担は合計70円52銭24、総額の32.9%強となる。そして以上をまとめると、総額の65.5%強となる。

大区長、学区取締、区戸長以下の給料割の14円96銭12や扱所諸費割の21円81銭84が本耕地の負担分で合計36円77銭96、総額の17.2%弱となる。地租改正にともなう地券費関係の費用が16円46銭07、出県出張関係とみられる郷宿茶代耕地分の

3円27銭19もそれに類するものであろう。

このようにみると、耕地単独の事務は5円00銭の耕地所々橋木代のみのようである。耕地が県道や村道以外の里道を維持・管理するという慣行があり、これは耕地が事務処理する事項であったのであろう。

表4 真々部耕地の夫銭事務執行 明治8年6月

費用・銭	事項
50.00	小倉山屋普請人足代
6.25	右人足へ酒代
71.03	勘左衛門堰堰諸入費割 115円75銭のうち
12.50	右堰面割
792.85	飯田堰諸入費割 38円80銭15のうち
25.00	右堰面割
1987.70	鳥羽堰諸入費割 59円93銭のうち
100.00	右堰面割
3100.30	中萱堰諸入費割 39円94銭22のうち
10.15	右堰併及木堰修繕費諸木代 81銭25のうち
1496.12	大区長学区取締区戸長以下給料割 53円71銭87のうち
	但 拾石二付 17銭67
2181.84	扱所諸費割 78円33銭98のうち
1646.07	地券費同出県旅費并傳馬飛脚賃郵便税 59円09銭28のうち
2880.00	五か村普請諸木割 118円90銭01のうち御下げ金引き残り
530.00	右普請割 19円34銭のうち
151.34	庄野堰諸木并諸費割 戊亥三度分引残り
2142.44	五か村普請人足割
667.64	中萱堰諸木 手塚仁平取替分
24.25	大利七イより八月迄二か月分利子
500.00	耕地所々橋木代
1500.00	五か村奇特普請諸木不足付山順実之丈□□
327.19	郷宿茶代耕地分
25.00	惣会引替 五月九日分
62.50	同断
25.00	郵便切手料
100.00	割入用茶代
ㄹ21410.42	
	総額214円40銭42ヲ高842石4064 割
	但シ 拾石二付 2円54銭52

「明治八年 亥六月夫銭割元帳 高家村真々部耕地 村吏惣代立会」による。

表4の1 夫銭賦課額について 明治8年6月

賦課額：銭			
	耕地	入作	上知分
計			
賦課戸数	131	23	7
賦課総額	17303. 61	3359. 41	1013. 33
最大	989. 83	1341. 72	
最小	0. 76	14. 51	

表4の2 賦課額階層別戸数 明治8年6月

賦課額：銭	耕地	入作	計
～ 10	6		6
～ 50	30	5	35
～ 100	34	9	43
～ 150	14	4	18
～ 200	21	1	22
～ 300	15	3	18
～ 400	7		7
～ 500	1		1
～ 600	1		1
700～800	1		1
900～1000			
1300～1400		1	1
計	131	23	154

表4の3 推計石高所持階層別戸数
明治8年6月

石高	耕地	入作	計
～ 1	26	1	27
～ 5	52	16	68
～ 10	36	5	4
～ 15	12		12
～ 20	2		2
～ 25	1		1
30～35	1		1
～ 40	1		1
50～55		1	1
計	131	23	154
総石高	679. 8527	131. 9900	811. 8427

これらの三表はいずれも「明治八年 亥六月 高家村真々部耕地 村吏惣代立会」による。
なお、賦課総額は214円40銭42とあるが、集計の結果は216円76銭35となる。
各戸の夫銭賦課額からそれぞれの所持石高を推計した。

表4の1から3は夫銭賦課額と賦課戸数などを要約したものである。上知分は10円13銭33、総額216円76銭35の4.8%弱となる。それは真珠院、専念寺、真光寺、真願寺、圓通寺等の寺院と村支配分に賦課された分で、各機関の除地が上知され官有地とされたことによる。寺院のうち真光寺分は3円43銭56、除地は推定石高13石4661である。村支配分は1円17銭32、諏訪社を始めとする諸社やその他の除地の推定石高4石6065である。

耕地の131戸は173円03銭、総額の79.8%強、入作の23戸は33円59銭41、総額の15.5%弱を賦課されたことになる。賦課額の配分を示すのが表4の2であり、その基準となる所持石高の戸数分布をしめすのが表4の3である。

「明治八年 亥十二月 夫銭割元帳 高家村真々部耕地 村吏惣代立会」を取り上げる。これによって明治8年の年間を通じての夫銭執行の推移を概観したい。表5は同年後半期をしめす。なお、清算すれば総額175円59銭53となる。

表5は、表4にしめした前半期と同様に中萱堰、鳥羽堰、飯田堰、庄野堰および勘左衛門堰などの用水堰の諸費用が記録される。これに加えて梓川十一堰割と「干水二付下川割」がある。用水不足となると、両岸の下流のいくつかの用水堰が上流の関係諸堰（耕地）と交渉（要請）することとなり、その費用が下川割となる。扱所諸費割と区内諸給料割も前半期と同様のあり方であろう。伍長惣代給料と歩行心付も同様であろう。

前半期に見られなかった事項に、13筆の俵、ねこ、用木などの抛出とそれに伴う駄賃、水番と思はれる「区番」、さらに風祭りための酒、社宮司祭の費用がある。

賦課方法としての石高割は前半期と同様のあり方であるが、面割が加えられる。石高割については6月割と酷似の模様であるので、省略する。さて、面割が9円09銭、総額の5.2%弱とされ、それを1面6銭とし152面半に賦課するとある。そこで12月の面割を見ると、耕地の126戸が6銭ずつ、21戸が3銭ずつ、入作の27戸が6銭ずつとある。6銭のものを1面とすれば、耕地と入作の合計が153面となり、3銭のものが10面余となり、この間の事情が不明である。

前述の上知分に関わる「明治九年八月三十一日 旧社寺領上地田畑取調帳」をみておく。この文書は除地についての実地調査報告である。末尾に真々部、熊倉、中曽根および小海渡の各4名の副戸長と1名の戸長（飯田）が署名する。これは耕地名、地目、反別、旧領あるいは免、収穫米高、小作米高、貢租分、作徳分などと、払下げその他を記録する。

真々部耕地には明神領、戸隠免、伊勢太夫免、太鼓免、保高いち免、高根いち免、せき免、十王免および阿弥陀免があり、田7筆1町6反9畝歩、屋敷2筆1反9畝09歩とある。このうち明神領から太鼓免までは松本藩が産土社ほかの祭祀のために免としたものである。保高と高根の両いち免は、真々部村に穂高と大町にならぶ定期市があったことによる。十王堂（免）はその市の神が祭祀されたことによる。さて、これは収穫米20石885、同じく豆0石464、小作米13石216とされ、うち貢租分5石338と作徳米11石939である。

表5 真々部耕地の夫銭事務執行 明治8年12月

費用・銭	事項
2219.38	中萱堰入費割 元100円17銭45のうち
1358.77	鳥羽堰入費割
100.00	右面割
320.90	梓川十一堰割
1675.10	同干水二付下川割
1032.70	飯田堰割
25.00	同面割
195.50	庄野堰割
56.40	熊倉仮橋割
49.90	勘左衛門堰割
6.25	勘左衛門堰面割
2914.23	扱所諸費割
2774.14	区内諸給料割
10.00	鳥川山入用割
11.87	小倉山入費割
60.00	八月十三日 鳥羽堰へ俵三十 小吉へ入
5.00	右駄賃同人
50.00	八月参拾日 ねこ二枚代 二本実之吉へ
18.75	同日 ねこ一枚代 榎石伝吉へ
18.75	同日 ねこ一枚代 赤沢牛太郎へ
5.00	右駄賃 藤原岸弥へ
60.00	同日 中萱堰へ俵三十代 本山虎吉へ
5.00	右駄賃 本山力之へ
144.65	九月七日 風祭二付耕地江酒一斗八升五合代 手塚仁平へ
2.67	七月十二日 宮本半状 古川桂二郎へ
95.86	九月六日 屋宮請二付木代 中榎造酒蔵へ
9.17	十一月十二日 唐松一本中萱堰橋木 勝野与市へ
12.50	傳馬代 手塚佐門次へ
6.67	常松寺橋ろし木 同人へ
16.45	呑堰まちねこ俵代 手塚庄太郎へ
25.00	右同断区番 同人江
40.00	社宮司祭□□代 手塚仁平へ
48.86	中萱堰ねこ代 平林久衛へ
285.06	地券二付 水谷松蔵 入費〆
300.00	伍長惣代給料三人分 松尾源七郎 榎石七五郎 本山力之
100.00	歩行 三澤小吉へ 心付
3500.00	五か奇特口諸木不足二付 実之吉、政吉兩人へ皆済
〆17560.53	
内 909.00	面割百五十二面半引 但壱面二付 六銭ツツ
残而	
16651.53	高八百四十一石六斗一升二割
	但 拾石二付 壱円九十七銭九厘

つぎに寺院があり、常松寺、真光寺、真珠院、専念寺、真行寺、圓通寺などの各宗6か寺である。これらの除地と貢税地の屋敷、田畑などは、合計10町9反9畝22歩であり、それから士族払下げ分3町3反1畝25歩を差引くと7町6反7畝26歩となる。その内訳は田4町8反7畝、畑8反1畝26歩、宅地1町9反8畝26歩などである。ここで屋敷は宅地と表記された。

第三に、殿村の芝地1反8畝13歩がある。これは旧郷蔵敷地であり、明治10年4月に払下げを願出ている。耕地の惣代の手塚寿太郎と槇石七五郎の署名捺印、高家村の副戸長4名と戸長の副署をもって長野県令へ出願する。ほかに3件の払下げ出願がある。同年11月に官有地とされた3筆の田を3名の小作人が願いでた。

第四に旧幹瑞寺領がある。同年9月25日付で前記副戸長4名と戸長は「・・・旧幹瑞寺領之義承応三年検地帳百姓銘々受二而地所売買等モ従前本領同様ニ仕来り然二・・・」に始まり「・・・今更改テ御払下願書奉差上候モ誠ニ以心配仕候間是形民有地ニ御居置被下置度・・・」と連署捺印して県令へ出願する。その反別は田7町6反7畝14歩、畑1町7反7畝11歩、荒地9町6反6畝07歩および宅地7反2畝20歩である。

以上のように産土社と諸社祠、寺院などの除地と貢税地のあつかいは、耕地にとって大きな問題であった。そして真々部に7か寺が所在していたのである。

5

「明治十年九月 丑夫銭割帳 高家村内 真々部耕地」を取り上げる。この文書は同年9月と12月の夫銭割帳で、九月割には九月集散割、六月割、扱所戸数割、学校利子などと各戸の賦課金額の合計（べ）、ついで五か水防、伍長惣代給料、歩行給料、その他などの控除分の合計と引而（差引）が記録される。十二月割には同様の形式で堰普請戸数割、扱所戸数割、夫銭戸数割、代価割、警察費などとその賦課額の合計と、控除分の堰普請人足代、五か水防、惣代給半年、その他などと引而（差引）が記録される。

同年9月集散割は、集散金6月割（分）を割直して差引したのである。ここで扱所戸数割の賦課戸数が164戸とあり警察費のそれは166戸とあるが、それぞれ耕地の戸数をしめすものであろう。なお、入作は32戸である。6月割は前半期の代価

表6 夫錢割の項目、賦課戸数および賦課額 明治10年9月および12月

9月	賦課戸数			賦課額：錢		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
集散割	164	32	196	2000. 87	134. 70	2135. 57
6月割	134	32	166	14870. 10	3081. 60	17951. 70
扱所戸数割	164		164	229. 61		229. 61
学校利子	4		4	22. 07		22. 07
小計				17122. 65	3216. 30	20338. 95
道路金	145	25	170	3128. 00	268. 30	3396. 30
同戸数割	156		156	530. 41		530. 41
警察費	166		166	448. 20		448. 20
小計				4106. 61	268. 30	4347. 91
12月						
堰普請戸数割	164	31	195	1005. 50	207. 40	212. 90
扱所戸数分	166		166	411. 02		411. 02
夫錢戸数	160	31	191	873. 00	183. 00	1056. 00
代価割	136	32	168	13128. 00	2713. 70	15841. 70
警察費	165		165	544. 50		544. 50
小計				15962. 02	3104. 10	19066. 12

「明治十年九月 丑夫錢割帳 高家村内 真々部耕地」による

割に相当するもので、耕地が134戸、148円70銭10、入作が31戸、30円81銭60、合計179円51銭70となり、小計の88.3%弱となった。さらにこの6月割は、道路金などの三項目の小計43円47銭91を加えた前半期の総額246円86銭86の72.7%強をしめる。そして耕地の賦課分の212円29銭26は前半期の総額の86%弱となる。

同年の後半期、12月割において代価割は耕地136戸、131円28銭00、入作32戸、27円13銭70、合計158円41銭70となり、小計190円66銭12の83.1%弱をしめる。そして耕地の後半期の賦課額合計は159円62銭02で、小計の83.7%強をしめる。

戸数割とされるものが四か項目にわたって160戸から166戸とされている。このいずれも耕地の戸数をしめすが、これは戸数の認定の仕方が一方法でないことをしめす。9月割の扱所戸数割の164戸、1.4銭ずつ、道路金戸数割の156戸、3.4銭ずつ、警察割の166戸、2.47銭ずつ、12月割の扱所戸数割の166戸、2.47銭ずつ、警察費の165戸、3.4銭ずつで、これらの戸数割は均等の賦課額なのであるが、12月割の堰普請戸数割は131戸の6.8銭ずつと33戸の3.14銭ずつ、夫錢戸数割も131の戸6銭ずつと29戸の3銭ずつとある。なお3.14銭ずつと3銭ずつの戸数割被賦課戸は

両者ともに代価割が賦課されなかった。入作のうちの1戸が3.4銭と3銭を賦課されたが、これは僅少の代価割が賦課されていたのである。

控除分をみておく。9月割では五か水防に49戸、23円90銭95、伍長惣代給料に1戸、1円、歩行給料も1戸、3円75銭などがあり、その他に地券手伝、扱所手伝など、絵図傳馬、傳馬、駄賃など、俵代、ねこ代、中萱堰ねこ代、中堀堰俵代などおよび酒代引、諸入用、鳥羽堰に手代その他、村方心づけなどと多様であり、22戸、17円05銭58とある。そして総計65戸が133円71銭95を控除されたのである

夫錢割付の根拠となる耕地事務の全容を明らかにすることは困難であるが、その主要な部分は「明治十年九月 丑六月 村費諸事割帳 高家村内真々部耕地」に記録される。入会地の小倉山と烏川山の費用の78銭6、鳥羽堰、中萱堰、飯田堰、庄野堰、勘左衛門堰などの用水堰の諸費用と「干水二付 右堰下川割」などの98円87銭95、五か水防関係の14円79銭65、扱所諸費のうちの23円63銭4などは毎年行われる事務であろう。そして地租改正に引き続く地引絵図仕立と名寄帳仕立関係の費用は16円77銭35である。さらに8月28日の風祭りには1円20銭の酒代と30銭の鰯代などがある。費用総額179円90銭1となり、これを地価総額5万2379円60銭に割り付けると、地価100円二付34銭35となり、耕地の133戸と入作の33戸へ賦課される。そして区共有地へも1円91銭84が賦課された。

さて12月割の控除分はどうか。堰普請人足代が68戸、51円53銭66、五か水防が8戸、1円75銭76、惣代給半年が2戸、2円などがあり、堰普請が大きな事業であったことを物語っている。つぎにその他である。その内訳は惣代の一人である手塚紋四郎が惣代給半年分、鳥羽堰橋木や薪の拠出および明盛村扱所や十大区会議へ出張の2円21銭、手塚寅吉の地券取交しの時の1円06銭92、手塚仁平の酒代メや橋木代の2円50銭66、ほかの23戸の控除分を合計すると、19円87銭73となった。そして「引而」は71戸に適用され、うち21戸はそれぞれの控除分が賦課分を超えたので、耕地がこれらの各戸へ4銭93から12円05銭44までの返金を行っている。

後半期の夫錢割付の詳細は「明治十一年二月 明治十年後半 諸事割元帳 村吏惣代立会」に記録される。はじめに「4円52銭52一月ヨリ三月マデ警察費17円43銭8之内 耕地分 但 壱戸二付2銭726」について「94銭88松本警察署新築道路費仮割 3円64銭3厘ノ内 耕地分 但 壱戸二付5厘6毛895」がある。ついで扱所諸費の耕地分の代価割42円72銭51と4円09銭36の戸数割などがある。

中萱堰、下川割その他の計9筆、117円52銭5が用水関係の諸費用であり、これらはいずれも複数の耕地に割付けられている。耕地の各戸から提供される労力と資材は主に用水堰の維持管理にあてられる。それが19筆、3円07銭41であった。

社宮司祭に関係する酒代、耕地運営のための3戸からの買い物や1戸からの酒代、定夫へ心づけ、夫銭割事務の費用、伍長惣代給料3人分、その他が10筆、9円95銭93などある。これらのほかに納入不足や計算違いなどもある。

以上取りまとめると総計184円23銭84となる。この賦課はどのようになされか。まず、堰普請戸数割は本戸130戸と半戸34戸の計164戸、扱所戸数割は166戸で全戸均等、夫銭戸数割は本戸159戸と半戸29戸の計188戸などが戸数割として賦課され、合計24円50銭36となった。ここで注意したいことは、堰普請戸数割が耕地のみ賦課であったが、夫銭戸数割は耕地と入作に賦課されていること、戸数割の賦課に本戸と半戸が区別されていることなどである。

つぎに「十年九月郷蔵敷地払下二付 金十八円之上納之有廿円相渡十一月迄三月元利引而残金本山ヨリ出シ分」の1円10銭とある。

以上から残が158円63銭46となった。これを代価（地価）5万2379円60銭に割り付けると、代価100円二付30銭29の賦課となったのである。

6

「明治十一年一番 寅夫銭取立帳 八月 南第十大区二小区 高家村 真々部区」を取り上げる。

表7によれば、6月の賦課項目は夫銭割と戸数割、12月のそれは夫銭割、同面割、扱所戸数割、浚役人足代、同面割などで、同10年の9月の7か項目や12月の5か項目に比べて少なくなっている。そして10年の9月の道路金、同戸数割、警察費や12月の堰普請戸数割、警察費などは11年には記録されていない。同じく10年12月の扱所戸数割が166戸に賦課されたのに対して、11年12月のそれは155戸で11戸も減少している。入作も32戸から30戸へと微減している。さらに12月の夫銭面割や浚役人足代面割などの面割があらたに登場し、10年12月の堰普請戸数割や夫銭戸数割と同様に耕地の地価所持なしの19戸にも賦課されたのである。

表7 夫銭割の項目、賦課戸数および賦課額 明治11年6月および12月

	賦課戸数			賦課額：銭		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
6月夫銭割	137	30	167	15243.06	3156.80	18399.86
戸数割	165		165	387.75		387.75
計				15630.81	3156.80	18787.61
12月夫銭割	137	30	167	10326.07	2033.70	12359.77
同面割	156	29	187	864.00	174.00	1038.00
扱所戸数割	155		155	426.25		426.25
浚役人足代	122	28	150	7128.70	1620.10	8748.80
同面割	156	29	185	755.25	153.70	908.95
計				19500.27	3981.50	23481.77

「明治十一年 一番 寅夫銭取立帳 八月 南第十大区二小区高家村 真々部区」 による

前半期（6月）の夫銭割は183円99銭86、うち耕地が82.8%強をしめる。これに戸数割の3円87銭75を加えると総額は187円87銭61となる。うち耕地が87.9%弱をしめる。後半期（12月）の夫銭割は総額が234円81銭77、うち耕地が83.0%強をしめる。入作は夫銭割、同面割、浚役人足代および同面割が賦課され、計39円81銭50となり、総額の16.9%強をしめる。

表7の1 夫銭控除の種目、関係戸数および控除額：銭 明治11年8月

	関係戸数	控除額		関係戸数	控除額
五か村人足代	87	1399.00	ねこ代	15	372.52
傳馬代	2	7.29	縄代	2	41.00
絵図手間代	8	272.50	橋木挽割作料	1	33.00
地券手間代	1	15.00	買物代	3	300.29
林等級調	1	5.00	帳落	3	46.20
駄賃引き	11	55.00	惣代給料	3	300.00
取替金元利とも	3	1690.20	歩役心付	1	50.00
俵代	15	470.00			
酒代	2	181.00	計	158	5238.00

表 7 と同じ文書による。

さて、前半期の夫銭控除はどうなっているか。これは耕地のみに関係するもので、これを表7の1にしめすこととする。関係戸数がもっとも多いのは五か人足代

の87戸、13円99銭であり、梓川の水防が主要な問題であることをしめす。控除額がもっとも大きいのは取替金元利ともで3戸16円90銭20であり、耕地の事務費用には取替（立替）金と有力戸からの融通が必要であったことをしめしている。さらに絵図や地券の手間代と林等級調などは地租改正関係、俵・ねこ・縄などの代金は用水堰の維持関係、酒・買物等の代金は耕地の諸行事関係および惣代給料や歩行心付などがある。

「明治十一年 八月 寅六月 村費諸事割元帳 高家村真々部 村吏惣代立会」は前述の控除のより詳細な記録である。その中のいくつかを見ることにする。地引絵図作成について「地引絵図認二付席料」、「地引絵図二付三原□□次筆工料取替金元利」の3戸、「地引絵図縄入二付手伝ノ為」の11戸など、「呑堰うんか祭酒代」と「呑堰口留酒代」の各1戸および小倉山道普請人足代などは耕地単独の事務である。他方、関係用水堰の堰割および五か雑用割は関係諸耕地との共同事務であり、扱所諸費割は高家村を構成する諸耕地の共同事務である。さて村費諸事割の総額は183円90銭83とあり、これを地価総額5万2458円69銭4に割り付けると、地価100円二付35銭058となる。

表7の2 夫銭控除分の種目、関係戸数および控除額：銭 明治11年12月

	関係戸数	控除額		関係戸数	控除額
中萱堰人足代	68	6214.74	□役反別調	4	123.00
飯田堰人足代	18	1200.00	酒代	3	379.40
勘左衛門堰人足代	22	3027.699	ござ三人泊	1	15.00
五か水防人足代	43	891.00	割返、割不足など	5	380.97
五か雑用割	1	53.40	祠掌乞代世話料	1	27.00
五かねこ、俵、縄代	17	237.00	馬喰労働鑑札料	1	50.00
俵代	10	180.40	買物	4	340.03
橋木代	9	485.00	松平講社取替元利	1	58.50
傳馬代	5	34.00	給料、手当、心つけ	8	1307.00
地券収獲附	6	249.70			
川欠検地六月割*	1	28.00	計	228	15281.84

表7と同じ文書による。 *は川欠検地により六月割の賦課を返却したこと。

表7の2は12月夫銭割の控除分をしめす。関係戸数の計は延戸数である。総控除額も計算すると144円79銭839になるが、一応、記録通りにして論を進める。中萱堰、飯田堰、勘左衛門堰などの人足代は108戸が関わり、費用が104円42銭439と

なる。これは総関係戸数の47.3%強、総控除額の68.3%強をしめる。五か水防の諸事の関係戸数は61戸、費用が11円81銭4となる。さらに地券収穫附、川欠検地、口役反別調などの土地関係も11戸、4円00銭7、酒代、ござ三人泊、買物などの耕地諸行事関係が8戸、7円34銭43などがある。そして夫銭の清算事務関係の割返、割不足などが登場して5戸、3円80銭97などとなる。なお、馬喰労とは春先の田起こしに要する役馬の借入を斡旋するもので、その際の鑑札料が馬喰労御鑑札料であるという。

さらに「明治十一年十月廿五日 本年 集散金七月ヨリ至九月 警察費十月ヨリ十二月迄分 取集帳 高家村ノ内」があり、その内訳は 「集散金割元 一金 104円46銭 代価割 右ヲ17万700円21銭二割 但シ 拾円二付 3厘3毛674、

一金 41円64銭1厘 戸数割 右ヲ640戸二割 但シ 1戸二付6銭5厘072

一金 5円34銭3厘 人員割 右ヲ2868人二割 但シ 1人二付1厘863

一 警察費 但シ 1戸二付 2銭7厘2毛」とある。この時期の高家村は、代価(地価) 17万700円21銭、戸数640戸および人員2868人とされていたのであろう。したがってこの集散金は村全体に割り付けられたことである。

真々部は代価(地価) 5万2403円51銭、戸数165戸、人員713人とあるから、高家村の代価の30.7%弱、戸数の25.8%弱および人員の24.9%を占めていたことになる。そして代価割は136戸、人員割は161戸、戸数割は165戸および警察は165戸に賦課されたのである。なお、それぞれの各戸の賦課の状態は、前掲の「明治十年一月 集散割取集帳 真々部」に類似するので、省略する。

また、「明治十一年十二月 田方反別取調鍵役人足代割賦帳」があり、これは「一 九拾円 鍵役案内立員人足代 外二勘左衛門堰臨時境金 ㄥ九十八円 内九円 普請面割

残而 八十九円也 右ヲ 田反別 百十七町二反三畝拾六歩二割 但シ一反二付 七銭五厘九毛三

一 九円 面割 外二十九銭三厘 七人難洪之者二付惣面ニカブル ㄥ九円二十九銭三厘 右ヲ戸数百七十三半二割 但シ一戸二付 五銭三厘ツツ」とある。既述の前半期控除に絵図手間代、「村費諸事割帳」に地引絵図作成、同手伝、後半期控除に地券収穫付、川欠検地、口役反別調、絵図引日当などがあり、耕地と各

戸にとって地券交付や地租改正による土地の私的所有への対応が必須となったことが、上掲の文書にみられる鍵役人足代割賦となったのであろう。その際耕地は「七人難渋之者二付惣面ニカブル」と配慮したのである。

前掲の明治7年5月「村地情景明細表」では新反別の田方113町7反29歩は新反別の89.3%をしめる。それが同11年12月に117町2反3畝16歩とあり、この間に3町5反2畝17歩が増反したことになる。

表8 田反別所有規模別戸数 明治11年12月

	耕地	入作	計
1反未満	11	4	15
1～5反	52	15	67
5～1町	27	6	33
1～1.5町	15	1	16
1.5～2町	13		13
2～3町	1	1	2
3～4町	1		1
6～7町	1		1
7～8町	1		1
8～9町		1	1
計	122	28	150

上表は前掲文書からの推計の資料に基づく。入作の各戸についてはそれぞれの所属耕地内外の地籍の田方所有を見る必要があるので、省略する。耕地の各戸について耕地地籍外の田方所有を見ることができなかったが、一応の考察を試みる。1反未満の各戸は自家飯米の確保にも不十分な反別で、5反未満層とともに小作・小自作層、5反から1町歩までは自小作層、1

「明治十一年十二月 田方反別取調鍵役人足代割賦帳 高家村 真々部区」による
なお、耕地の戸数を156戸とすれば田方の無所有は34戸となる。

町から1.5町層は自作層かと思われる。これ以上の層は耕作地主から貸付地主へと連続すると思われるが、いずれも経営の実態に迫る文書に触れていないので以上のように述べるにとどめる。なお、水田耕作以外の稼業が多面にわたっていたことはすでに述べている。

以上の観てきたように、12月の夫銭取立が補正されることになる。それが「明治十二年二月 明治十一年後半期夫銭割元帳 高家村真々部」という文書である。ここに扱所諸費割の47円93銭3が代価割、扱所戸数割が4円59銭45とあって前掲の「寅夫銭取立帳」のそれよりも耕地への賦課額が多いこと、扱所戸数割の賦課が167戸分や夫銭戸数割が173戸分とされたことがある。そして「明治十二年正遷宮之節世話料米代トモ」があり、「ごぜ女泊」も2戸が分担したと記録された。そして、夫銭割元の総額が136円67銭66となり、これから扱所戸数割4円59銭45と夫銭戸数割10円41銭を差引いた残の123円67銭21を地価総額5万2403円51銭に割ると、

地価100円につき23銭6厘となるとしている。

まとめにかえて

明治10年前後は真々部が、筑摩県南第十大区二小区真々部村から高家村真々部耕地へと推移すると同時に地券交付から地租改正への対応する時期である。それは私的土地所有制の成立と石高から地価への転換期である。本稿は、この推移を現存する区有文書、とくに夫銭割帳を中心に観察してみた。真々部耕地（以下耕地と略称する）の概況は1および2で前述したので割愛する。

まず、耕地は、県一大区、用水・入会・水防などの諸耕地連合、高家村および耕地固有の四種の事務を処理していた。これらの諸事務においてもっとも多額を要するのは用水・入会・水防などの諸耕地連合の割付であり、耕地固有の事務は里道の整備、とくに橋の補修、風祭と社宮司祭などの僅少な額であった。

夫銭割は1月から6月まで（前半期）と7月から12月まで（後半期）の年2期に行われた。夫銭割帳は被賦課者氏名（戸）、項目、賦課額、合計、控除項目、控除額、合計および差引収納額からなる。賦課項目は明治8年9月の8か項目、10年9月の7か項目から11年6月の2項目におよぶ。他方、控除項目は事業内容に即して具体的で多種多様である。

各年の前半期と後半期に「夫銭割元帳」「村費諸事割帳」などがあり、それぞれ「村吏惣代立会」とあるから、これらの文書作成に村当局の関与があったと推測される。これらは耕地事務の主要部分の詳細な記録である。そこには、諸事業、各費用、事業内容および関係人員、末尾に費用合計、賦課方法などが記録される。

賦課方法は戸数割、人員割および代価（地価）割などである。戸数割は耕地構成員（戸）に均等額を課することが多いが、本戸と半戸に二分されることもある。さらに面割りがしばしばみられた。戸は耕地の総構成員（戸）をしめすようであるが、面は諸事業に関わるようである。なお、これは今後の検討を要する。人員割は各戸の人員数に応じてなされるが、人員がないものが5戸前後みられた。

各期の賦課額の85%前後が耕地、それ以外は入作、耕地地籍の不在土地所有者が負担する。そして賦課額の85%前後が代価（地価）割、10%以上が戸数割および面割り、その他が人員割によっていた。

さらに、前述のように耕地はこの時期に地租改正のともなう地引絵図と名寄帳の作成に相当の人員と費用を要したこと、また、以上の諸文書は産土社の祭祀についてほとんど触れていないことを付言しておく。

参考文献

豊科町誌編纂委員会：豊科町誌 近現代編 平成9年1月 とくに第一章 第一節 参照

真々部区誌編纂委員会：真々部区誌 平成22年3月

あとがき

本稿はすべて「真々部区有文書」に依拠している。この文書類の自由な閲覧を許されたのは歴代区長の丸山忠志、吉原貞夫、田村浩の諸氏である。貴重な助言をいただいたのは前記諸氏と「真々部歴史研究会」の諸兄姉、とくに会長の本山正、手塚真の諸氏、来住なお日浅い小生を懇切に導いていただいた臼井国明、手塚功一の両氏に深く感謝したい。